

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：防衛作用における比例原則に関する一考察

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：奥田 昌宏

所属：防衛大学校 防衛学教育学群

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

本研究は、防衛法制を有効に機能させるために、防衛作用ないし「武力の行使」と比例原則の適用との関係について分析したものである。

政府は、「武器の使用」に比例原則が適用されるとする。では、「武器の使用」と対比して論じられることが多く、かつ、より防衛作用の中核的な概念である「武力の行使」には比例原則は適用されるのであろうか。

この点について、防衛作用や「武力の行使」には比例原則は適用されるべきでないという主張が存在する。また、この主張は、防衛作用と警察作用との区別を比例原則の適用の有無によっておこなうべきであるとも主張している。もっとも、この主張は、「武力の行使」が無制約・無制限に行使されるべきことの根拠及び防衛作用と警察作用との区分の基準として、防衛作用や「武力の行使」に比例原則の適用を否定すべきであると主張はしても、防衛作用等に比例原則を適用するか否かでいかなる差異が生じるのかについて詳しく説明していないように思われる。

そこで本論文は、「武力の行使」に代表される防衛作用に比例原則を適用するか否かで本当に差異が生じるのか、差異が生じるとすればそれはいかなるものであるのかをまず明らかにし、その上でそこからどのようなことが導き出せるのかについて考察した。

具体的には、自衛隊法第 88 条の「武力の行使」を対象として、比例原則を「武力の行使」に適用する場合と適用しない場合とでいかなる違いが生じるかを限界利得、限界損失の概念を用いて比較した。比較の結果、たしかに比例原則を適用するか否かで違いが生じうることを明らかにした。ただ、防衛法制の運用という観点からは、むしろ「武力の行使」に比例原則を適用する方が法政策的には適切であるのではないかとの提起をおこなうことになった。

また、分析結果の解釈として、比例原則の適用の有無で防衛作用と警察作用を区分するのではなく、それぞれの領域が有する特性に応じて比例原則が適用される結果として両者に違いが生じると考えることができる可能性を指摘した。さらに、比例原則をいかに適用するかということが、政治の軍事に対する優越、政治による軍隊の統制といった文民統制の具現化の 1 つとして捉えられるのではないかとの指摘をおこなった。